

第37期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年6月17日（金曜日）
午前10時

場所

大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

目次

P1 第37期定時株主総会招集ご通知**P5** 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

[添付書類]

P39 事業報告**P59** 連結計算書類**P62** 計算書類**P65** 監査報告書

株 主 各 位

証券コード 9697
平成28年5月26日
大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社カネコ

代表取締役会長 辻 本 憲 三

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申しあげますとともに、1日も早い復旧、復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

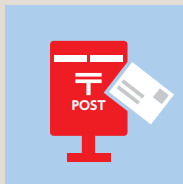
敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時となります。）
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第37期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。なお、法令および当社定款第15条に基づき記載されていない連結注記表および個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載しております。
- ◎「株主総会参考書類」ならびに「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。



[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。



[インターネットによる議決権行使の場合]

当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



[当日ご出席による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
(注) 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株皆様のご負担となります。

5 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時 通話料無料）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **25円**

総 額 **1,405,701,000円**

(注) 中間配当(1株につき15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき40円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され新たな機関設計として監査等委員会設置会社が創設されました。

これに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。監査等委員会設置会社の概要は、下記の「2.」をご参照ください。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、環境の変化に対応するとともに、迅速な意思決定による機動的な経営展開を図るため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(3) 当社に適した優秀な取締役の招聘を容易にする一助として、取締役の責任免除の規定を新設するものであります。

なお、定款第32条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、条文の新設および削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

2. 監査等委員会設置会社の概要

(1) 要 旨

- ① 監査等委員会設置会社は、定款の定めにより監査等委員である取締役を置くものであり、当該監査等委員が監査機能を担うため、監査役を置くことはできません。
- ② 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役により構成され、その過半数は社外取締役である必要があります。
- ③ 監査役会設置会社の監査の範囲は基本的に適法か否かの「適法性監査」となっていますが、監査等委員会設置会社では「妥当性監査」も加わるため、経営全般にわたる幅広い監督が可能となります。
- ④ 監査等委員会設置会社では、取締役は2分類に分かれており、監査等委員である取締役(任期2年)とそれ以外の取締役(任期1年)は、区別して株主総会で選任する必要があります。また、報酬等についても監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、区別して株主総会で決議する必要があります。

⑤ 監査等委員会設置会社では、監査等委員会が内部統制システムを利用して組織的な監査を行うこととなります。このため、当社は監査が円滑に機能するよう、監査等委員会直轄となる内部監査本部を設置しております。

(2) 特 徴

- ① 監査役は、取締役会における議決権を有しておりませんが、監査等委員である取締役は、議決権を保有しています。この点が監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の大きな相違点です。
- ② 欧米では、わが国のような監査役制度がないことに加え、監査役は取締役会での議決権がないため、取締役会の監督機能などについて、海外機関投資家等からは容易に理解が得られませんでした。監査等委員会設置会社は監査役制度に比べて分かり易い機関設計となります。
- ③ 取締役の過半数が社外取締役である場合または定款の定めがあるときは、重要な業務執行の決定権限の一部を代表取締役等の業務執行取締役に委任することが認められます。このため、取締役会の付議事項を重要性の高い議題に絞り込むことにより審議の充実のほか、迅速な意思決定により機動的な経営を図ることができます。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 } (条文省略)	第 1 条 } (現行どおり)
第 3 条	第 3 条
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削 除> 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条 } (条文省略)	第 5 条 } (現行どおり)
第 17 条	第 17 条

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">② ∟ (条文省略) ③</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">② ∟ (現行どおり) ③</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名を選定することができる。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 24 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を監査等委員会の決議をもって選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新 設></p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p><新 設></p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第 32 条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) <u>第 28 条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;"><削 除> <削 除></p>
<p>(監査役の選任) <u>第 29 条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p>(監査役の任期) <u>第 30 条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 } (条文省略) 第 38 条</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第 33 条 } (現行どおり) 第 36 条</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	備考
1	辻本憲三	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）	社内 再任
2	辻本春弘	代表取締役社長 社長執行役員、最高執行責任者（COO）兼 コンシューマゲーム事業管掌	社内 再任
3	江川陽一	取締役 専務執行役員、AM事業 兼 OP事業管掌	社内 再任
4	野村謙吉	専務執行役員、財経・広報本部長	社内 新任
5	保田博	取締役	社外 再任 独立役員
6	佐藤正夫		社外 新任 独立役員
7	村中徹		社外 新任 独立役員

[社外取締役の独立性に関する基準]

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

- ①当社グループ（「当社および連結子会社」をいう。以下同様。）の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）とする者またはその業務執行者
- ③当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）がある者または業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者ならびに当社グループが大株主である者
- ⑤当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上および1,000万円以上）
- ⑧上記の②から⑦までについては、過去5年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者または二親等以内の親族

候補者番号

1

社内

再任



つじもと けんぞう
辻本 憲三

生年月日 昭和15年12月15日
在任期間 33年
取締役会出席状況 14回のうち14回出席（100%）
所有する当社株式の数 2,009,090株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年7月 当社代表取締役社長
平成9年4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長（現任）
（現一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
平成13年4月 当社最高経営責任者（CEO）（現任）
平成19年7月 当社代表取締役会長（現任）
平成22年2月 ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長

[取締役候補者とした理由]

辻本憲三氏は、当社のトップとして強いリーダーシップ、卓越した先見の明や豊富な経験に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループをけん引してまいりました。また、創業者としてカリスマ性を備えた存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。

これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏は、ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品購入等の取引関係があります。

候補者番号

2

社内

再任



つじもと はるひろ
辻本 春弘

生年月日 昭和39年10月19日
在任期間 19年
取締役会出席状況 14回のうち14回出席(100%)
所有する当社株式の数 2,202,950株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年4月 当社入社
平成9年6月 当社取締役
平成11年2月 当社常務取締役
平成13年4月 当社専務取締役
平成16年7月 当社取締役専務執行役員
平成18年4月 当社取締役副社長執行役員
平成19年7月 当社代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者(COO)(現任)
平成27年2月 当社代表取締役社長コンシューマゲーム事業管掌(現任)

[取締役候補者とした理由]

辻本春弘氏は、当社の社長に就任以降、コア事業であるソフト開発の強化やワンコンテンツ・マルチコース展開を進めるなど、既存事業の深耕と事業領域の多角化に取り組んでまいりました。また、環境の変化に対応した機動的なマネジメントや堅実な経営手腕により着実に経営基盤の強化に尽力しております。今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

社内

再任



え がわ よう いち
江 川 陽 一

生 年 月 日 昭和38年11月15日

在 任 期 間 3年

取 締 役 会 14回のうち13回出席 (92.9%)
出 席 状 況

所 有 す る 1,500株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社
平成11年4月 当社第五制作部長
平成11年8月 当社執行役員第五開発部長
平成17年4月 当社執行役員CE事業統括
平成18年4月 当社執行役員P&S事業統括
平成23年4月 当社常務執行役員
平成25年4月 当社専務執行役員（現任）
平成25年6月 当社取締役アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌
平成27年4月 当社取締役AM事業 兼 OP事業管掌（現任）

【取締役候補者とした理由】

江川陽一氏は、当社に入社以来、長年にわたり開発、製造、販売やアミューズメント施設運営に従事しているため、高い専門性及豊富な経験、ノウハウを有しております。ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通しており、またコンシューマゲーム開発の第一人者として、当社の業容拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

社内

新任



の むら けん きち
野村謙吉

生年月日 昭和30年5月18日

所有する
当社株式の数 1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
 平成19年4月 株式会社みずほ銀行執行役員融資・外為事務サービス部長
 平成21年4月 当社執行役員内部統制統括
 平成22年7月 当社常務執行役員財務・経理統括
 平成27年6月 当社常務執行役員財務・経理統括 兼 秘書・広報IR統括
 平成28年4月 当社専務執行役員財経・広報本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

野村謙吉氏は、金融機関在職時における専門知識の会得や豊富な実務経験に加え、当社に入社以来、財務・会計業務に従事しているため、当該業務に精通しております。現在は専務執行役員として、経理、財務、広報IR部門を担当しておりますが、今後は業務執行取締役として職責を果たすことが期待できるため、新たに選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

社外

再任

独立役員



やす だ ひろし
保 田 博

生 年 月 日 昭和7年5月14日
在 任 期 間 9年
取 締 役 会 14回のうち14回出席 (100%)
出 席 状 況
所 有 す る 2,700株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和32年 4 月	大蔵省入省	平成14年 1 月	読売国際経済懇話会理事長 (現任)
昭和48年11月	大蔵大臣秘書官	平成14年 7 月	日本投資者保護基金理事長
昭和52年 1 月	内閣総理大臣秘書官	平成16年 6 月	株式会社資生堂社外監査役
昭和63年 6 月	大蔵省大臣官房長	平成16年 8 月	財団法人資本市場振興財団理事長 (現 公益財団法人資本市場振興財団)
平成 2 年 6 月	大蔵省主計局長	平成19年 6 月	当社社外取締役 (現任)
平成 3 年 6 月	大蔵事務次官	平成26年 1 月	公益財団法人資本市場振興財団顧問 (現任)
平成 6 年 5 月	日本輸出入銀行総裁		
平成11年10月	国際協力銀行総裁		
平成13年 9 月	関西電力株式会社顧問		

【取締役候補者とした理由】

保田 博氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、大蔵事務次官など数多くの要職を歴任するとともに、卓越した識見や豊富な経験により大所高所から経営全般にわたる客観的な提言や助言を行っております。今後も公平、独立した立場から取締役会の監督機能の強化が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

社外取締役に就任してから本総会終結までの在任期間は9年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

6

社外

新任

独立役員



さとうまさお
佐藤正夫

生年月日 昭和26年2月25日

所有する
当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月 警察庁入庁
平成7年11月 愛媛県警察本部長
平成13年1月 宮城県警察本部長
平成17年8月 千葉県警察本部長
平成19年1月 関東管区警察局長
平成20年3月 同退官
平成20年6月 中国電力株式会社社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

中国電力株式会社社外監査役

[取締役候補者とした理由]

佐藤正夫氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、長年警察行政に携わっており、法律全般にわたる広範な専門知識や豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、適法性確保の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

7

社外

新任

独立役員



むら なか とおる
村 中 徹

生年月日 昭和40年6月3日

所有する
当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成7年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
第一法律事務所（現 弁護士法人第一法律事務所）
- 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現任）
- 平成26年5月 古野電気株式会社社外監査役（現任）
- 平成27年6月 株式会社スズケン社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人第一法律事務所社員弁護士
古野電気株式会社社外監査役
株式会社スズケン社外監査役

[取締役候補者とした理由]

村中 徹氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、会社法や金融商品取引法などを専門とする弁護士で、高度な専門知識や幅広い識見、知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、法的な観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、現任の監査役2名（うち社外監査役1名）、業務執行取締役1名および社外取締役2名となっており、それぞれ各分野において卓越した識見、専門知識や豊富な経験を有しており、バランスのとれた構成により多様な観点から強力な監査・監督が可能となります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	備考
1	平尾 一 氏	監査役（常勤）	社内 新任
2	岩崎 吉彦	監査役（常勤）	社外 新任 独立役員
3	小田 民雄	取締役 副社長執行役員、最高財務責任者（CFO）兼 コーポレート経営管掌	社内 新任
4	松尾 眞	取締役	社外 新任 独立役員
5	守永 孝之	取締役	社外 新任 独立役員

候補者番号

1

社内

新任



ひら お かず し 氏
平尾 一 氏

生年月日 昭和26年9月25日
取締役会出席状況 14回のうち13回出席 (92.9%)
所有する当社株式の数 4,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年 6月	当社入社	平成14年10月	当社総務部長
平成 9年 4月	当社海外業務部長	平成16年 4月	当社IR室長
平成11年 7月	当社執行役員海外事業部長	平成16年 6月	当社監査役（常勤）（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

平尾一氏は、海外現地法人での長い勤務経験から国際感覚が身についており、これまで監査役としてグローバルな視点から当社および国内外子会社の監査を行っております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も監査役として培った専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

2

社外

新任

独立役員



いわさき よしひこ
岩崎吉彦

生年月日 昭和27年5月19日
取締役会出席状況 14回のうち14回出席（100%）
所有する当社株式の数 2,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 国税庁入庁
昭和61年 7月 伊集院税務署長
平成 9年 7月 広島国税局徴収部長
平成11年 7月 広島国税局調査査察部長
平成15年 7月 国税庁長官官房企画官
平成19年 7月 名古屋国税局総務部長
平成20年 7月 税務大学校教頭
平成21年 7月 金沢国税不服審判所長
平成22年 7月 札幌国税不服審判所長
平成23年 7月 税務大学校副校長
平成24年 6月 当社社外監査役（常勤）（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

岩崎吉彦氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する知見を有しているため、社外監査役の職責の範囲で外部の視点から助言やアドバイスを行っております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

社外監査役に就任してから本総会終結までの在任期間は4年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

3

社内

新任



お だ た み お
小 田 民 雄

生 年 月 日 昭和21年8月28日
取 締 役 会 14回のうち14回出席 (100%)
出 席 状 況
所 有 す る 10,300株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年 5 月 当社顧問
平成13年 6 月 当社取締役
平成15年 6 月 当社常務取締役
平成16年 7 月 当社取締役専務執行役員、最高財務責任者 (CFO)、
経営戦略・管理・秘書 兼 関係会社管理管掌
平成19年 7 月 当社取締役コーポレート経営管掌 (現任)
平成22年 7 月 当社取締役最高財務責任者 (CFO) (現任)
平成23年 4 月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

[監査等委員である取締役候補者とした理由]

小田民雄氏は、幅広い識見や知見に加え、全体を俯瞰した積極果敢な行動力により経営全般にわたる業務執行に携わるとともに、会社法等の法令にも造詣が深く、コーポレート・ガバナンスの強化やコンプライアンス経営にも注力しております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、これまでの豊富な経験を活かし、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[責任限定契約について]

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

4

社外

新任

独立役員



まつ お まこと
松 尾 眞

生 年 月 日 昭和24年5月28日
取 締 役 会 14回のうち13回出席 (92.9%)
出 席 状 況
所 有 す る 3,700株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 尾崎・桃尾法律事務所	平成15年6月	山之内製薬株式会社社外監査役
昭和53年8月	アメリカ合衆国ニューヨーク州ワイル・ ゴツェル・アンド・マンジェス法律 事務所	平成16年6月	同社社外取締役
昭和54年3月	弁護士登録 （アメリカ合衆国ニューヨーク州）	平成17年4月	アステラス製薬株式会社社外取締役 一橋大学法科大学院非常勤講師 「ワールド・ビジネス・ロー」担当
平成元年4月	桃尾・松尾・難波法律事務所設立、 同パートナー弁護士（現任）	平成19年6月	当社社外取締役（現任）
平成9年4月	日本大学法学部非常勤講師 「国際取引法」担当	平成20年10月	JVC・ケンウッド・ホールディングス 株式会社社外取締役
平成11年6月	日本ビクター株式会社社外監査役	平成21年6月	東レ株式会社社外監査役
平成12年6月	ビリングシステム株式会社社外監査役	平成27年3月	東燃ゼネラル石油株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士
東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

松尾 眞氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門知識や広範な識見により法曹界で活躍するとともに、上場会社の豊富な社外役員経験により実業界にも精通しているため、取締役会等において法的な観点等から指導や助言を行っております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も法律の専門知識を経営に反映していただくことが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役に就任してから本総会終了までの在任期間は9年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

候補者番号

5

社外

新任

独立役員



もり なが たか ゆき
守 永 孝 之

生 年 月 日 昭和15年9月5日

取 締 役 会 14回のうち14回出席 (100%)
出 席 状 況

所 有 す る 4,500株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和39年 4月 日本輸出入銀行入行
平成 4年 4月 同行人事部長
平成 6年 4月 同行大阪支店長
平成 8年 4月 同行理事
平成10年 9月 矢崎総業株式会社常務取締役
平成12年 9月 同社専務取締役
平成18年 6月 同社取締役副会長
平成19年 6月 同社取締役相談役
平成20年 6月 同社非常勤顧問
平成21年 6月 当社社外取締役（現任）

[監査等委員である取締役候補者とした理由]

守永孝之氏は、他社での経営実務経験や幅広い知見を活かして、独立した公正な立場から積極的に発言を行うなど、正鵠を得た指摘や経営戦略、業務改革などの提言を行っております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

社外取締役に就任してから本総会終結までの在任期間は7年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

[ご参考]

- ① 第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、当社の取締役12名のうち、半数の6名が社外取締役となります。また、社外取締役6名全員は独立役員となる予定であります。
- ② 本総会終了後の取締役会または監査等委員会において現在の報酬委員会（任意）に加え、指名委員会（任意）を設置するとともに、次の構成により各委員を選定する予定であります。

監査等委員会	守永孝之（委員長・監査等委員・社外取締役） 平尾一氏（常勤監査等委員・社内取締役） 岩崎吉彦（常勤監査等委員・社外取締役） 小田民雄（監査等委員・社内取締役） 松尾真（監査等委員・社外取締役）
報酬委員会	保田博（委員長・社外取締役） 平尾一氏（常勤監査等委員・社内取締役） 守永孝之（監査等委員・社外取締役）
指名委員会	岩崎吉彦（委員長・常勤監査等委員・社外取締役） 野村謙吉（社内取締役） 村中徹（社外取締役）

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査等
委員である
社外取締役
候補者



かな もり ひとし
金 森 仁

生年月日 昭和29年8月1日

所有する
当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月	東京地方検察局検事	平成8年2月	社会福祉法人武蔵野会理事（現任）
昭和60年4月	山形地方検察局検事	平成14年4月	財団法人中小企業国際人材育成事業団 評議員（現任） （現 公益財団法人国際人材育成機構）
昭和63年4月	新潟地方検察局検事	平成17年4月	筑波大学法学科大学院客員教授
平成2年4月	東京地方検察局検事	平成24年6月	当社補欠監査役（現任）
平成4年4月	弁護士登録（東京弁護士会）	平成27年6月	アステラス製薬株式会社社外監査役 （現任）
平成5年4月	山王法律事務所パートナー弁護士 （現任）		

[重要な兼職の状況]

アステラス製薬株式会社社外監査役

【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

金森 仁氏は、弁護士として知見や豊富な経験を有しており、法律の専門家としての的確な指導や助言により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【責任限定契約について】

同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月17日開催の第32期定時株主総会において年額6億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬額は5,000万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額を社会情勢等諸般の事情も考慮して5億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬額は5,000万円以内）と定めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現在と同数の7名（うち社外取締役は3名）となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を社会情勢等諸般の事情も考慮して1億円以内（うち社外取締役の報酬額は5,000万円以内）と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や設備投資は堅調に推移したものの、個人消費の低迷や中国経済の減速に加え、年明け以降の株価の乱高下や円高の進行などにより景気は足踏み状態になるとともに、先行き不透明感が増してまいりました。

当業界は、スマートフォンを主体としたモバイルゲームの勢力拡大に加え、顧客嗜好の多様化に対応した既存市場の深耕や新規顧客の開拓による女性、ファミリー客や高齢者の取り込みなどにより全体のゲーム人口は増加いたしました。

こうした情勢のもと、当社は開発コストの低減や開発期間の短縮を行うため、外部委託の削減による内作比率の向上などにより、開発プロセスや収益管理の改善に取り組んでまいりました。また、多面的な収益展開を図るため、「モンスターハンター」や「ストリートファイター」などの優良コンテンツ資産を活用したワンコンテンツ・マルチユース戦略を推し進めました。

さらに、在庫リスクの回避や流通コストの削減を図るため、好採算のダウンロード販売の拡大に注力してまいりました。主な発売商品の中では、目玉タイトル「モンスターハンタークロス」（ニンテンドー3DSシリーズ用）が大ヒットを放ち、販売本数を伸ばすとともに、業績向上のけん引役を果たしました。

また、市場拡大が続いている中国において、テンセント社が当社との提携によるPCオンラインゲーム「モンスターハンターオンライン」を昨年12月に配信を開始したところ、順調に推移したことにより同国における事業展開に期待を抱かせました。

一方、アミューズメント市場は、好転の兆しが見られず軟調に終始いたしました。

この結果、売上高は770億21百万円（前期比19.8%増）と増収になりました。利益面につきましても、営業利益120億29百万円（前期比13.7%増）、経常利益113億48百万円（前期比4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益77億45百万円（前期比17.1%増）といずれも増益になりました。

なお、当社は多様な人材の活用に取り組んでおり、性別、年齢、国籍などに関係なく採用、評価、昇進等によるダイバーシティーを推進しております。この一環として育児休業、短時間勤務による子育て支援や女性従業員の幹部登用に加え、グローバルな人材の雇用や育成などに努めてまいりました。この結果、期末現在の女性の管理職は24名（当社管理職に占める割合10.3%）、外国人は91名（当社従業員に占める割合4.0%）となっております。

売上高

770億21百万円 (前期比19.8%増)

営業利益

120億29百万円 (前期比13.7%増)

経常利益

113億48百万円 (前期比4.6%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

77億45百万円 (前期比17.1%増)

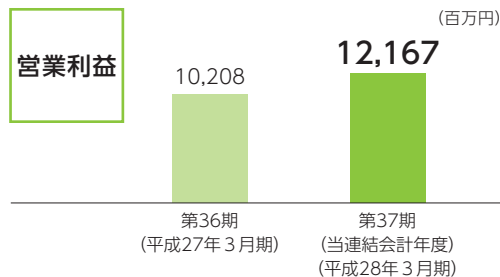
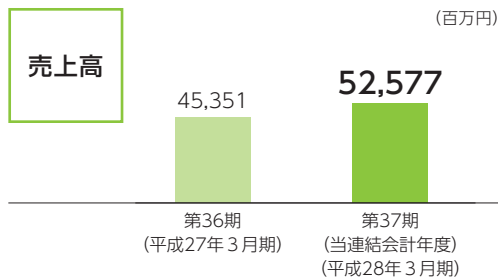
事業別の状況

【デジタルコンテンツ事業】

当事業におきましては、看板タイトルのシリーズ最新作「モンスターハンタークロス」（ニンテンドー3DSシリーズ用）が大人気を博し、当初計画250万本を上回る300万本を突破するなど、増収増益に大きく寄与いたしました。また、「バイオハザード0 HDリマスター（プレイステーション 4、プレイステーション 3、Xbox One、Xbox 360、パソコン用）が手堅く販売本数を伸ばしたほか、「ストリートファイターV」（プレイステーション 4、パソコン用）も根強い人気に支えられ、海外を中心に一定の売行きを示しました。加えて、リピート販売が好伸びしたほか、ダウンロード版もパッケージ販売との相乗作用により健闘し、安定した収益源となってまいりました。

一方、オンラインゲームは、さまざまな遊びが自由に体験できるオープンワールドタイプの「ドラゴンズドグマ オンライン」（プレイステーション 4、プレイステーション 3、パソコン用）が堅調に推移したほか、モバイルコンテンツでは「モンスターハンター エクスプロア」（アンドロイド、iOS用）のダウンロード数が300万件を超え、局面打開の端緒を開きました。

この結果、売上高は525億77百万円（前期比15.9%増）、営業利益121億67百万円（前期比19.2%増）となりました。



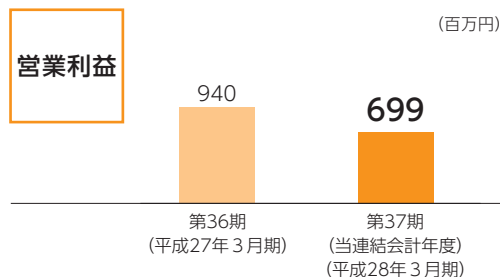
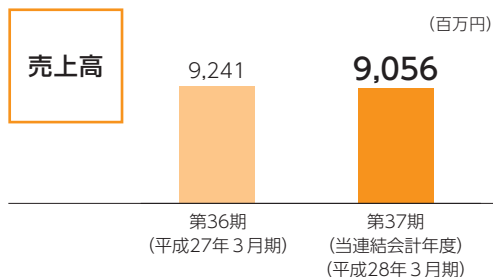
【アミューズメント施設事業】

当事業におきましては、市場回復の足取りが鈍い状況下、中高年者を対象にゲームの無料体験ができるゲームセンターツアーやサービスデーの実施に加え、低年齢者向けに「あそび王国ぴいかあぶう」や「キッズコーナー」を増設するとともに、女性や家族連れなど新規ファン層の獲得を図るため、地域密着型の店舗戦略により客層の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、目玉機種不足やスマートフォン等、ユーザー層が重なる娯楽の分散化の影響による需要減退などにより弱含みに展開いたしました。

当期間は、「アミューズファクトリー常滑店」(愛知県)をオープンしたほか、新機軸の飲食店「カプコンカフェ」(埼玉県)等の4店舗を開店するとともに、3店舗を閉鎖するなど、スクラップ・アンド・ビルドによる施設展開を行ってまいりました。これにより、施設数は34店舗となっております。

この結果、売上高は90億56百万円(前期比2.0%減)、営業利益6億99百万円(前期比25.6%減)となりました。

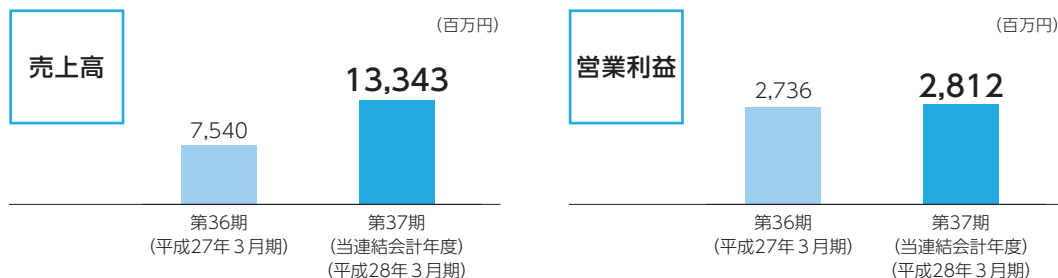


【アミューズメント機器事業】

パチスロ機部門は、「バイオハザード6」が人気ブランドの強みを発揮して順調に販売台数を伸ばしたことにより売上高を押し上げるなど、収益を下支えしましたが、「アスラズ ラース」は軟調に推移いたしました。

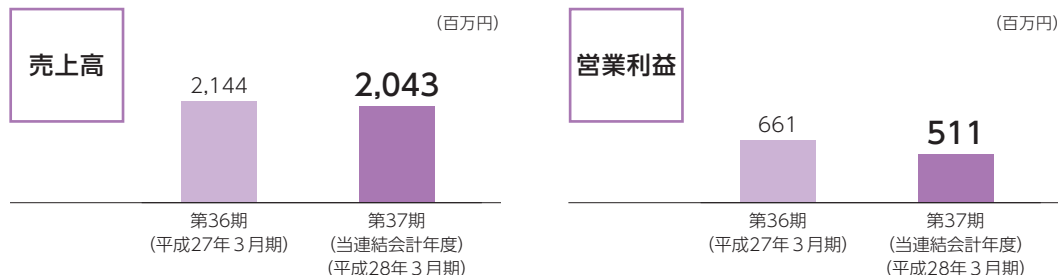
また、業務用機器部門につきましては、停滞気味の市場を反映して「ルイージマンション アーケード」が弱含みに展開したほか、「クロスビーツレヴ」も苦戦を余儀なくされました。

この結果、売上高は133億43百万円（前期比77.0%増）、営業利益28億12百万円（前期比2.8%増）となりました。



【その他事業】

その他事業につきましては、主なものはゲームガイドブック等の出版やキャラクターグッズなどの物品販売で、売上高は20億43百万円（前期比4.7%減）、営業利益5億11百万円（前期比22.7%減）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は59億37百万円であり、主なものといたしましては、研究開発第2ビルの建設に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当業界は参入障壁が低いモバイルゲームの成長により市場規模は拡大基調で推移する一方、主導権を巡って激しいサバイバルレースが繰り広げられるなど、競争環境は一段と厳しくなることが予想されます。

業界の構造的転換が進む状況下、当社は経営資源を基幹部門である家庭用ゲームソフトの開発に集中するほか、低迷状態が続いているモバイルコンテンツのテコ入れを図るため、日米開発体制の一本化による立て直しや中期的な開発マップに基づく商品ラインアップを拡充してまいります。また、ゲーム配信後の最適な運営や管理ノウハウの蓄積に加え、幅広いユーザーに対応した訴求コンテンツの投入など、顧客満足度の向上により利用者の増加に努めてまいります。

さらに、販売形態の多様化に伴う収益源の多角化や在庫負担、物流コストの縮減を図るため、「売り切り型」のパッケージ販売以外に利幅が大きいダウンロード版の拡大を推進してまいります。また、持続的な成長を実現するためには、市場規模が大きい海外でのビジネス拡大が不可欠であります。近年オンラインゲームが普及しているアジアでの積極展開を図るため、同地域を管轄する事業部門を新たに立ち上げました。

加えて、当社との提携によるテンセント社配信の「モンスターハンターオンライン」が健闘したことを足掛かりに、成長余力がある中国市場において当社ブランドの浸透を図るなど、本格的展開によりビジネスチャンスを開いてまいります。

他方、今年の4月から女性活躍推進法が施行されたことに鑑み、事業所内保育所の設置等、働きやすい職場づくりにより女性活躍を一層推し進めるとともに、平成33年度までに女性従業員の当社管理職比率15%の達成に向けて、さらなる社内環境の整備に取り組んでまいります。

次期の商品戦略といたしましては、下期の本格的攻勢に向けた前哨戦として真田幸村にスポットを当てた「戦国BASARA 真田幸村伝」（プレイステーション 4、プレイステーション 3用）や今年3月にシリーズ発売20周年を迎えた「バイオハザード アンブレラコア」（プレイステーション 4、パソコン用）に加え、「逆転裁判6」（ニンテンドー3DSシリーズ用）や「モンスターハンター ストーリーズ」（ニンテンドー3DSシリーズ用）などを投入する予定であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

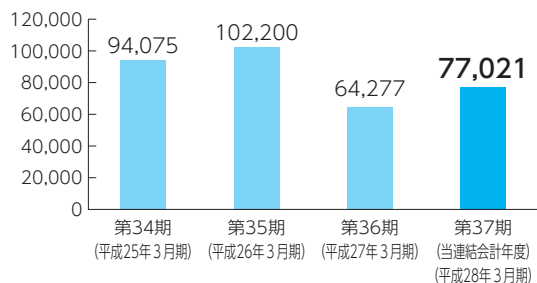
① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	期 別	第 34 期 (平成25年3月期)	第 35 期 (平成26年3月期)	第 36 期 (平成27年3月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)		94,075	102,200	64,277	77,021
営業利益(百万円)		10,151	10,299	10,582	12,029
経常利益(百万円)		10,944	10,946	10,851	11,348
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		2,973	3,444	6,616	7,745
1株当たり当期純利益(円)		51.64	61.11	117.67	137.75
総資産(百万円)		104,365	96,611	100,773	113,057
純資産(百万円)		62,828	63,875	71,331	75,168
1株当たり純資産(円)		1,091.08	1,135.91	1,268.56	1,336.86
ROE[自己資本利益率](%)		4.9	5.4	9.8	10.6

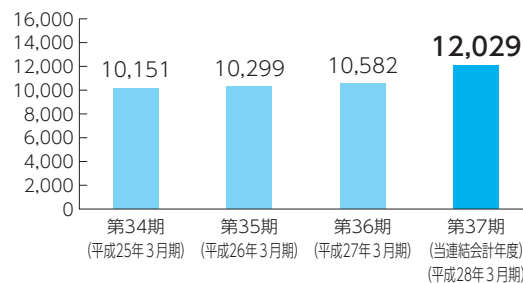
(注)1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

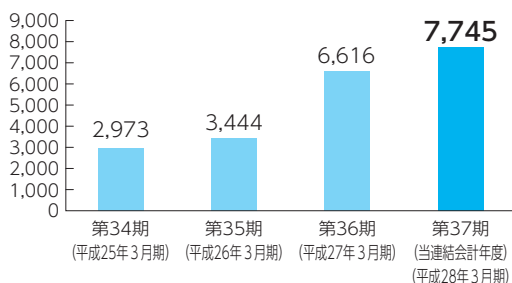
■売上高 (百万円)



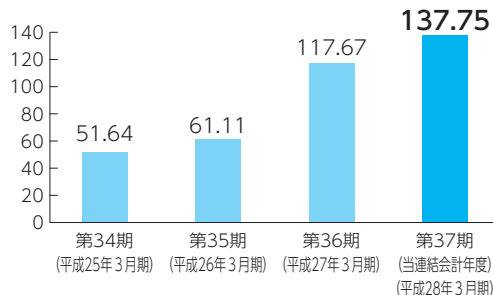
■営業利益 (百万円)



■親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■1株当たり当期純利益 (円)

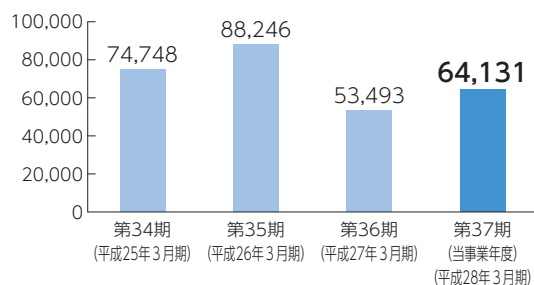


② 当社の財産および損益の状況

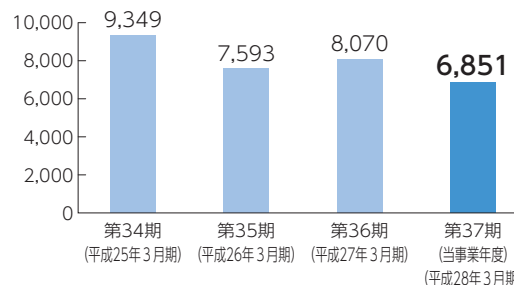
区 分	期 別	第 34 期 (平成25年 3月期)	第 35 期 (平成26年 3月期)	第 36 期 (平成27年 3月期)	第 37 期 (当事業年度) (平成28年 3月期)
売 上 高(百万円)		74,748	88,246	53,493	64,131
営 業 利 益(百万円)		9,349	7,593	8,070	6,851
経 常 利 益(百万円)		10,595	8,210	8,021	8,178
当期純利益(百万円)		2,697	2,017	4,765	12,886
1株当たり当期純利益(円)		46.84	35.79	84.75	229.18
総 資 産(百万円)		94,897	83,722	79,072	94,819
純 資 産(百万円)		56,803	54,259	57,114	67,578
1株当たり純資産(円)		986.45	964.90	1,015.73	1,201.87
ROE[自己資本利益率] (%)		4.8	3.6	8.5	20.7

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

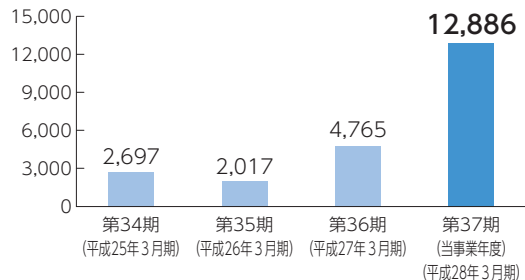
■ 売上高 (百万円)



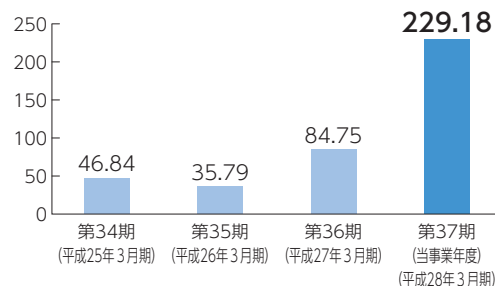
■ 営業利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
株式会社ケーター	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	100%	遊技機の製造および販売
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	300百万円	100%	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコンU.S.A.,INC.	159,949千米ドル	100%	家庭用ゲームソフトの開発および販売
カプコンアジアCO.,LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテイメント・ドイツ GmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
ビーライン・インタラクティブ,INC.	0千米ドル	100%	携帯電話向けコンテンツの配信
ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコン・エンタテイメント・コリア CO.,LTD.	1,000百万ウォン	100%	オンラインゲームの開発、運営
カプコン・エンタテイメント・フランス SAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーパー,INC.	4,760千カナダドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの開発
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.	1,500千ユーロ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコン台湾CO.,LTD.	80百万台湾元	100%	オンラインゲームの開発、運営

- (注) 1. 当社の持株比率欄の()内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。
 2. カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーパー,INC.は、カプコンU.S.A.,INC.が株式を100%所有しております。
 3. カプコン・エンタテイメント・ドイツ GmbHおよびカプコン・エンタテイメント・フランス SASは、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100%所有しております。
 4. ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.およびビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.は、ビーライン・インタラクティブ,INC.が株式を100%所有しております。
 5. 平成28年4月1日をもって株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンは、株式会社カプコン・モバイルに商号を変更しております。

② 企業結合の経過

前連結会計年度末において、重要な子会社として記載しておりましたビーライン・インタラクティブ・タイ CO.,LTD.は当連結会計年度に清算終了いたしましたので、重要な子会社から除外いたしました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社15社であり、持分法適用会社は1社であります。当連結会計年度の売上高は、770億21百万円（前期比19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は77億45百万円（前期比17.1%増）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフト、オンラインゲーム、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売、配信ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

① 当 社

事業所名	所在地
本社	大阪府中央区内平野町三丁目1番3号
研究開発ビル	大阪府中央区内平野町三丁目2番8号
研究開発第2ビル	大阪府中央区内平野町三丁目1番10号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上野事業所	三重県伊賀市治田3902番地

(注) 研究開発第2ビルは、平成28年2月1日に開設いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
株式会社カプトロン	大阪市
株式会社ケーツー	大阪市
株式会社エンターライズ	東京都台東区
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	大阪市
カプコンU.S.A.,INC.	米国
カプコンアジアCO.,LTD.	香港
CE・ヨーロッパLTD.	英国
カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbH	ドイツ
ビーライン・インタラクティブ,INC.	米国
ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.	カナダ
カプコン・エンタテインメント・コリアCO.,LTD.	韓国
カプコン・エンタテインメント・フランスSAS	フランス
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー,INC.	カナダ
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.	英国
カプコン台湾CO.,LTD.	台湾

(注) 平成28年4月1日をもって株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンは、株式会社カプコン・モバイルに商号を変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,839名	158名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,114名	81名増	36.4才	9.7年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,962 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,581
株式会社三井住友銀行	1,137
株式会社南都銀行	227
株式会社日本政策投資銀行	5,700

(注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	26,700百万円
借入実行残高	－百万円
差引未実行残高	26,700百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 67,723,244株

(3) 株 主 数 11,564名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社クロスロード	5,276 千株	9.38 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,553	4.54
辻 本 美 之	2,325	4.14
辻 本 春 弘	2,202	3.92
辻 本 良 三	2,199	3.91
辻 本 憲 三	2,009	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,844	3.28
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラー アカウント	1,650	2.94
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー	1,151	2.05
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174	1,062	1.89

(注) 持株比率については、自己株式数 (11,495千株) を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員、最高執行責任者 (COO) 兼 コンシューマゲーム事業管掌
取 締 役	小 田 民 雄	副社長執行役員、最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営管掌
取 締 役	江 川 陽 一	専務執行役員、AM事業 兼 OP事業管掌
取 締 役	保 田 博	
取 締 役	松 尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役
取 締 役	守 永 孝 之	
監査役(常勤)	平 尾 一 氏	
監査役(常勤)	岩 崎 吉 彦	
監 査 役	松 崎 彬 彦	

- (注) 1. 取締役 阿部和彦、山下佳文および一井克彦の各氏は、平成27年6月12日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査役 家近正直氏は、平成28年3月2日逝去により退任いたしました。なお、同氏の在任期間中における重要な兼職の状況は、弁護士法人第一法律事務所代表社員、京阪電気鉄道株式会社社外監査役、田辺三菱製薬株式会社社外監査役および株式会社日本エスコン社外監査役であります。
3. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役 岩崎吉彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を有するものであります。
7. 当事業年度中に以下の取締役の担当業務の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
江 川 陽 一	専務執行役員 AM事業 兼 OP事業管掌	専務執行役員 アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌	平成27年4月1日

8. 社外取締役の松尾 眞氏の兼務先であります東燃ゼネラル石油株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
 なお、同氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	348百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	52百万円 (24百万円)
合 計	14名 (5名)	400百万円 (56百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月12日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名分を含んでおります。
 2. 上記には、平成28年3月2日逝去により退任された監査役1名分を含んでおります。
 3. 上記には、当事業年度に係る取締役賞与50百万円(社外取締役を除く)が含まれております。
 4. 取締役の報酬額は、平成23年6月17日開催の第32期定時株主総会において年額6億5,000万円以内(うち社外取締役の報酬は年額5,000万円以内)と決議いただいております。また、監査役の報酬額は、平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において年額8,500万円以内と決議いただいております。

(3) 各会社役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

ア. 月額報酬は定額とします。

イ. 賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。

ウ. 上記の報酬のほか、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

② 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	保田 博	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	松尾 眞	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回(92.9%)出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	守永 孝之	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、他社の経営に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	岩崎 吉彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、税務に関する専門知識および識見に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。
社外監査役	松崎 彬彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、警察行政に携わった豊富な経験と専門知識に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

41百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

③ 会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役から会計監査人の報酬等に係る算出資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務執行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当連結会計年度において、海外子会社の一部については、当社の監査公認会計士等の同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適切な職務の執行が困難と認められる場合、その他必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定するとともに、取締役会は当該決定により当該議案を株主総会に上程いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって適切に保存および管理を行っております。

③ リスク管理体制に関する規程その他の体制

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するよう努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離するとともに、迅速な意思決定により円滑かつ機動的な事業展開を推し進め、経営効率を高めております。

⑤ 従業員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役等が出席する子会社取締役会を毎月1回開催し、「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について報告を義務付けております。また、「リスク管理規程」等によりグループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上2名の専従スタッフが監査役の指示による補助業務の任に当たっているほか、当該従業員の異動については、監査役の同意を得ております。

⑧ 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役から職務執行に関して必要な情報を求められた当社グループの役職員は、迅速かつ適切に対応するとともに、所要の事項などについて適宜報告を行っております。

また、役職員が監査役へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いは行いません。

⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に伴う費用について、一定額の予算を設けるとともに、当該費用の前払い等を請求したときは、その金額を負担することにしております。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記各体制に加え、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を取締役に報告するなど、法令違反や不正行為などの早期発見や未然防止に努めております。

また、役職員に対するコンプライアンスの理解を深めるため、eラーニングやコンプライアンス定期チェックシートを用いた実効性を確認することにより、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保など、法令遵守の周知徹底を図っております。

加えて、当社グループ会社については、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、当社の兼任役員や派遣従業員などから情報を収集するなど、子会社の業務状況について継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。

さらに、監査役、業務監査役員および内部監査部の連携による組織横断的な監査体制の構築により厳格な監査を実施しております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み

ア. 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、当社株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

イ. 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・配信、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

ウ. 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、家庭用ゲーム市場における据置型高性能ゲーム機の普及に加え、スマートフォンを中心としたモバイルゲームの増勢により市場規模は拡大基調で推移する一方で、ゲーム専用機とスマートフォン等の主導権争いなどにより競争環境が厳しくなっております。

このように厳しい事業環境下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

当社は、大規模買付者から当社株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

かかる見解を具体化する施策として、平成27年6月12日開催の第36期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割り当てを行うことを主眼とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）を導入しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本施策は、当社株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本施策においては、大規模買付対抗措置の内容および発動等に際して当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。大規模買付者の大規模買付行為に対して、大規模買付対抗措置の発動を行う場合は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付ルールを遵守しない場合などを除き、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様は大規模買付対抗措置の是非をお諮りしますので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることになります。

よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、当社グループの企業価値および株主共同の利益に資するものであります。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科	目	金 額	科	目	金 額
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
		[75,917]			[22,355]
	現金および預金	28,429		支払手形および買掛金	4,053
	受取手形および売掛金	9,879		電子記録債務	888
	商品および製品	1,704		短期借入金	1,497
	仕掛品	2,085		リース債務	525
	原材料および貯蔵品	1,954		未払法人税等	6,470
	ゲームソフト仕掛品	24,825		繰延税金負債	40
	繰延税金資産	3,382		賞与引当金	2,080
	その他	3,673		その他	6,799
	貸倒引当金	△ 18			
固定資産			固定負債		
		[37,140]			[15,532]
(有形固定資産)					
		(20,825)		長期借入金	11,111
	建物および構築物	11,297		リース債務	601
	機械装置および運搬具	23		繰延税金負債	18
	工具、器具および備品	1,875		退職給付に係る負債	2,323
	アミューズメント施設機器	1,342		資産除去債務	502
	土地	5,234		その他	975
	リース資産	1,042			
	建設仮勘定	8		負債合計	37,888
(無形固定資産)			純資産の部		
		(8,135)	株主資本		
	オンラインコンテンツ仮勘定	2,395			[75,719]
	その他	5,740		資本金	33,239
(投資その他の資産)				資本剰余金	21,328
		(8,179)		利益剰余金	39,297
	投資有価証券	454		自己株式	△ 18,145
	破産更生債権等	65		その他の包括利益累計額	[△ 550]
	差入保証金	3,867		その他有価証券評価差額金	2
	繰延税金資産	2,952		為替換算調整勘定	△ 278
	その他	916		退職給付に係る調整累計額	△ 274
	貸倒引当金	△ 78			
資産合計		113,057	純資産合計		75,168
			負債純資産合計		113,057

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		77,021
売上原価		47,175
売上総利益		29,846
販売費および一般管理費		17,816
営業利益		12,029
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	13	
その他	195	304
営業外費用		
支払利息	119	
為替差損	752	
支払手数料	59	
その他	55	985
経常利益		11,348
特別損失		
固定資産除売却損	92	
減損損失	105	197
税金等調整前当期純利益		11,150
法人税、住民税および事業税	6,377	
法人税等調整額	△ 2,972	3,405
当期純利益		7,745
親会社株主に帰属する当期純利益		7,745

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,239	21,328	33,801	△18,140	70,228
当期変動額					
剰余金の配当			△2,249		△2,249
親会社株主に帰属する当期純利益			7,745		7,745
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	5,496	△5	5,491
当期末残高	33,239	21,328	39,297	△18,145	75,719

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	170	1,215	△283	1,102	71,331
当期変動額					
剰余金の配当					△2,249
親会社株主に帰属する当期純利益					7,745
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△168	△1,494	9	△1,653	△1,653
当期変動額合計	△168	△1,494	9	△1,653	3,837
当期末残高	2	△278	△274	△550	75,168

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	[49,845]
現金および預金	4,204
売掛金	7,343
商品および製品	1,304
仕掛品	1,913
原材料および貯蔵品	1,695
ゲームソフト仕掛品	18,522
未収入金	11,438
繰延税金資産	2,672
その他	749
固定資産	[44,974]
(有形固定資産)	(4,459)
建物	644
構築物	7
機械および装置	8
車両運搬具	11
工具、器具および備品	1,408
アミューズメント施設機器	1,342
土地	0
リース資産	1,036
(無形固定資産)	(8,832)
ソフトウェア	1,397
ソフトウェア仮勘定	1
オンラインコンテンツ	4,595
オンラインコンテンツ仮勘定	2,823
その他	14
(投資その他の資産)	(31,682)
投資有価証券	455
関係会社株式	24,082
その他の関係会社有価証券	0
破産更生債権等	65
差入保証金	5,554
繰延税金資産	857
その他	744
貸倒引当金	△78
資産合計	94,819

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	[18,600]
支払手形	308
電子記録債務	888
買掛金	2,350
短期借入金	600
リース債務	517
未払金	3,877
未払費用	955
未払法人税等	5,911
前受金	1,016
賞与引当金	1,776
その他	398
固定負債	[8,640]
長期借入金	5,100
リース債務	596
退職給付引当金	1,859
資産除去債務	497
その他	586
負債合計	27,241
純資産の部	
株主資本	[67,550]
資本金	33,239
資本剰余金	21,328
資本準備金	13,114
その他資本剰余金	8,214
利益剰余金	31,128
その他利益剰余金	31,128
自己株式	△18,145
評価・換算差額等	[28]
その他有価証券評価差額金	28
純資産合計	67,578
負債純資産合計	94,819

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		64,131
売上原価		46,061
売上総利益		18,070
販売費および一般管理費		11,218
営業利益		6,851
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	1,517	
その他	108	1,639
営業外費用		
支払利息	63	
為替差損	163	
支払手数料	59	
その他	26	312
経常利益		8,178
特別利益		
移転価格税制調整金	9,963	9,963
特別損失		
固定資産除売却損	18	18
税引前当期純利益		18,124
法人税、住民税および事業税	5,891	
法人税等調整額	△ 653	5,237
当期純利益		12,886

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
当期首残高	33,239	13,114	8,214	20,490	△18,140	56,918
当期変動額						
剰余金の配当				△2,249		△2,249
当期純利益				12,886		12,886
自己株式の取得					△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	10,637	△5	10,632
当期末残高	33,239	13,114	8,214	31,128	△18,145	67,550

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	196	196	57,114
当期変動額			
剰余金の配当			△2,249
当期純利益			12,886
自己株式の取得			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△168	△168	△168
当期変動額合計	△168	△168	10,464
当期末残高	28	28	67,578

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居 正明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小幡 琢哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カプコンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居 正明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小幡 琢哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カプコンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 平尾一氏 ㊞

常勤監査役 岩崎吉彦 ㊞

監査役 松崎彬彦 ㊞

(注) 監査役岩崎吉彦、監査役松崎彬彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府中央区天満橋京町1番1号

大阪キャッスルホテル 6階会場

電話 (06) 6942-2401(代表)



- ◎地下鉄谷町線「天満橋駅」 北改札口から2番出口を出て12番出口より左に50m
- ◎京阪電車「天満橋駅」 西改札口から11番出口より右に15m
東改札口から12番出口より左に50m



この報告書は、環境に配慮し、
植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。